

鳥取県告示第237号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1～5 略 6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について <u>県民課、中部総合事務所地域振興局並びに西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局</u> （以下「県民課等」という。） <u>において閲覧</u> に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 7～10 略	1～5 略 6 会議開催の周知 審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を記載した書面を <u>県民課並びに東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局</u> （以下「県民課等」という。） <u>で閲覧</u> に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 7～10 略